

令和8年6月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月25日(木) 午後2時30分～
2. 開催場所 坂井市役所 多目的棟3階大ホール
3. 出席委員 24名(番号は議席番号)

1番 岡村 素子	2番 清兼 義靖	3番 坪田 信次
4番 塚谷 英則	5番 木村 公明	6番 吉田 清憲
7番 水野 陽一	8番 牧野 典代	9番 大嶋 裕一
10番 本田 雄揮	11番 高嶋 俊輔	12番 高橋 正晃
13番 長谷川 喜道	14番 田中 愼一郎	15番 宮田 啓一
16番 中垣内 勇夫	17番 岡 直毅	18番 (欠席)
19番 月岡 透	20番 西 美佐	21番 竹内 ゆかり
22番 宮寄 美恵子	23番 大川 勝利	24番 田中 正信
25番 三寺 總左エ門		
4. 欠席委員 1名(番号は議席番号)
18番 寺嶋 太寿男
5. 出席者
(農業委員会事務局)
局長 中林 実 次長 森田 康博
書記 大島 優紀 書記 茶谷 倫代
(農業振興課)
主事 水野 唯
6. 提出議案

議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第14号	地域計画に記載した認定農業者が設置する農業用施設の申出 に対する意見審議について
議案第15号	現況証明願について
議案第16号	非農地証明願について
議案第17号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他 事務の実施状況の公表(案)について
議案第18号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(特例事業) について
議案第19号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案) に対する意見審議について
議案第20号	坂井市地域計画の変更に係る意見審議について
報告第1号	事業計画届出の報告について
報告第2号	地目変更届出(畑地転換)の報告について
7. 議事録署名人
22番 宮寄 美恵子 1番 岡村 素子

事務局長	令和８年６月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。 まず、本日の出席者数の報告をさせていただきます。本日の委員の出席者数は２４名でございます。１８番寺嶋委員より欠席の届出が出ております。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、三寺会長よりご挨拶をいただきます。
三寺会長	<会長挨拶>
事務局長	会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。三寺会長よろしく願いいたします。
議 長	はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に２２番宮寄美恵子委員、１番岡村素子委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第１２号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第１２号は許可することに決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声）
議 長	異議なしと認めます。議案第１２号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可することに決定いたしました。 次に、議案第１３号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。 はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。
委 員	<委員報告>

議 長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。
中垣内委員	整理番号 7 番を、16 番中垣内委員お願いいたします。 16 番中垣内です。整理番号 7 番ですけども、この案件の当事者の方が見えられて話を聞いたときに、なんかちょっとあやしいなと思ひまして、私もすぐ現地の方を見に行きました。そうしましたらやっぱり、最初は現況証明願いだっただんですが、本当にこれ現況証明で通るかなということで、まず事務局の方で対応していただいて、結果的に 5 条申請ということになったんだろうと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 8 番、10 番、14 番を、15 番宮田委員お願いいたします。
宮田委員	15 番宮田です。8 番については、用途地域であり、周辺に農地はないため、問題ないと思います。10 番については、〇〇地籍なんですけども、三方とも畑、あるいは住宅、北側の方は道路ということで、排水等については問題がないと思われます。それから 14 番については、先ほどご説明がありましたように、四方とも道路とか、あるいは宅地ということで、A さんも田んぼを耕作するにあたって、トラクターやコンバインがはまるというような状況で困っていたような状況なので、排水等については問題がないと思います。
議 長	次に、整理番号 9 番を、18 番寺嶋委員お願いいたします。
事務局	18 番寺嶋委員さんご欠席のため、事務局より説明いたします。整理番号 9 番、図面番号 3 番です。本申請は、事務局や現地確認の委員さんがおっしゃったとおり、〇〇の法人 B が、〇〇の北側、〇〇の牛舎跡地に資材置場として使用するものです。こちら、農振農用地内の農地であり、転用要件がないということで、代替地を見つけてもらうように指導はしたんですけど、なかなか見つからないということで、今回 3 年間の一時転用申請を行っているものです。面積的にも必要以上には申請しておりませんし、周辺営農への特段の影響はないと思われますので、皆様の寛大なご審議をお願いいたしますということで聞いております。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 11 番を、12 番高橋委員お願いいたします。
高橋委員	12 番高橋です。整理番号 11 番、図面番号 5 番ですが、周辺には農地というようなものはあまりなくてですね、登記は田ですが現況畑ということで、作物自体育っているような感じではございません。また、排水等も周りが住宅地ですので、何ら問題はありませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 12 番を、6 番吉田委員お願いいたします。
吉田委員	6 番の吉田です。この場所は今現在畑になっていますけど、畑で今野菜を少しつくっているだけで、別に問題はないと思いますので、審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 13 番、16 番を、11 番高嶋委員お願いいたします。

高嶋委員	11 番高嶋です。整理番号 1 3 番、図面番号 7 番と、整理番号 1 6 番、図面番号 1 0 番ですけれども、先ほど現地確認委員さんのおっしゃっていたとおり、周辺の農地に特に影響はなく、問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 1 5 番を、20 番西委員お願いいたします。
西委員	20 番西です。整理番号 1 5 番、現地確認に行かれた委員さんのおっしゃるとおり、何ら問題ないかと思えますので、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第 1 3 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声）
議 長	異議なしと認めます。議案第 1 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第 1 4 号「地域計画に記載した認定農業者が設置する農業用施設の申出に対する意見審議について」を議題といたします。 本議案は C 委員関連の申出ですので、C 委員は退席をお願いいたします。 （C 委員退室）
議 長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	次に、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないか、検討した結果についての報告をお願いいたします。
西委員	受付番号 1 番を、20 番西委員お願いいたします。 20 番西です。整理番号 1 番、図面番号 1 1 番につきまして説明させていただきます。本申請は認定農業者である C 委員の息子さんが乾燥調製施設を建築するものです。申請地は C 委員のご自宅の南側の畑で、隣接する田も C 委員所有の農地とのことです。集落内および土地改良との協議も完了しており、周辺の営農に支障が生じる恐れがないと認められることから、申出内容については、特に問題ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第 1 4 号は原案のと

	おり承認してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。議案第 1 4 号「地域計画に記載した認定農業者が設置する農業用施設の申出に対する意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。 ここで、C 委員の入室を認めます。 (C 委員入室)
議 長	次に、議案第 1 5 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。 はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。
委 員	<委員報告>
議 長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。
牧野委員	整理番号 2 番を、8 番牧野委員お願いいたします。 8 番牧野です。整理番号 2 番ですが、現地確認委員と事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくお願ひします。
議 長 田中職務代理者	次に、整理番号 3 番を、24 番田中会長職務代理者お願いいたします。 24 番田中です。これは先ほど事務局からの報告もありました始末書の問題もありまして、また現地確認の農業委員さんのお話もあったとおりで、何ら問題はないと思うんですけど、やはり仕事を始めてしまったということに対して、申請の受付と同時にもう工事が終わっているような段階で、私も確認したんですけども、もともとそこが駐車場だったようなところでしたので、何ら問題はないと思われるので、よろしくお願ひいたします。
議 長 大川委員	次に、整理番号 4 番を、23 番大川委員お願いいたします。 23 番の大川です。図面番号 1 4 番につきましては、先ほど現地確認に行かれました委員さんと事務局の言われたとおりでありまして、国道の一部になってしまっているということで、やむを得ないかと思われますので、よろしくお願ひしたいと思います。
議 長 中垣内委員	次に、整理番号 5 番、6 番を、16 番中垣内委員お願いいたします。 16 番中垣内でございます。整理番号 5 番および 6 番、図面番号は 1 5 番、

議 長 木村委員	16番になります。いずれも先ほどの現地確認委員さんのご説明、および、事務局の説明のとおりでございますので、地目変更も致し方ないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。 次に、整理番号7番を、5番木村委員お願いいたします。 5番木村です。整理番号7番の件ですけれども、こちらも先ほど事務局ならびに現地確認委員さんの確認をされたときの説明のとおりで、もともと転用をかけていたところが県道の収用、交換で、よくわけわからないことになってしまっていたということで、もう仕方ないかなということは理解できますので、これはもう承認でいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声）
議 長	異議なしと認めます。議案第15号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第16号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。 はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。
委 員	<委員報告>
議 長 大川委員	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号1番を、23番大川委員お願いいたします。 23番の大川です。今ほど現地確認委員が言われたとおり、写真見てのとおり山林になっている部分が大半かと思われますので、見た感じには完璧に非農地ということになっておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

	(「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。議案第 1 6 号「非農地証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第 1 7 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第 1 7 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。議案第 1 7 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第 1 8 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（特例事業）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第 1 8 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。議案第 1 8 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（特例事業）について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第 1 9 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<農業振興課説明>

議 長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第 19 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声）
議 長	異議なしと認めます。議案第 19 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第 20 号「坂井市地域計画の変更に係る意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<農業振興課説明>
議 長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第 20 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声）
議 長	異議なしと認めます。議案第 20 号「坂井市地域計画の変更に係る意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、報告第 1 号「事業計画届出の報告について」を議題といたします。事務局は報告をお願いいたします。
事務局	<事務局報告>
議 長	ただいまの報告について、ご質問はございませんでしょうか。 ご質問が無いようですので、報告第 1 号「事業計画届出の報告について」の報告を終わります。 次に、報告第 2 号「地目変更届出（畑地転換）の報告について」を議題といたします。事務局は報告をお願いいたします。
事務局	<事務局報告>
議 長	ただいまの報告について、ご質問はございませんでしょうか。 ご質問が無いようですので、報告第 2 号「地目変更届出（畑地転換）の報告について」の報告を終わります。

	以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。 (午後 4 時 0 0 分 議事終了)
--	---